



令和5年10月26日

担当課	子育て支援課
担当者	辻、奥野
電話	073-435-1329
内線	5211

新婚世帯の新生活をもっと応援！最大60万円支援！ 10月27日から申請受付開始

結婚にともなう経済負担を減らすため、引っ越し費用や新居の家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料、もしくは新居の購入費用の一部を「結婚新生活支援補助金」として最大60万円支援いたします。つきましては、10月27日から申請受付を開始しますのでお知らせします。

【申請受付期間】

令和5年10月27日（金）～令和6年3月29日（金）



【対象条件】

<①：最大60万円補助>

- ・令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻された夫婦
- ・夫婦ともに29歳以下
- ・世帯所得合計500万円未満

<②：最大30万円補助>

- ・令和5年3月1日～令和6年3月31日までに婚姻された夫婦
- ・夫婦双方、または一方が30歳から39歳
- ・世帯所得合計500万円未満

結婚新生活支援事業		
対象条件	①	②
最大補助額	60万円	30万円
住宅購入代金	60万円	30万円
家賃+共益費	3か月分	3か月分
敷金、礼金、仲介手数料	実費分	実費分
引越代	最大10万円	最大10万円

【申請方法】市役所東庁舎2階 子育て支援課に申請書を提出

(ハッピーウェディング事業との変更点)

- ・年齢が夫婦ともに34歳以下から39歳以下
- ・所得要件が、世帯所得340万円未満から500万円未満
- ・補助対象経費が、家賃・共益費1か月分から3か月分
- ・夫婦ともに29歳以下の場合、最大30万円から最大60万円補助

和歌山市 結婚新生活 支援事業



最大
60万円

※夫婦ともに29歳
以下の場合

和歌山市で新生活をスタート
させる新婚世帯を支援します！

結婚した際にかかる新生活の経費（対象費用
を参照）を最大60万円まで支援します。

申請期間

令和5年10月27日(金) ・ 婚姻日や費用の支払いが令和6年3月30日、31日
になる場合は、事前相談が必要になります。
令和6年 3月29日(金)

補助金額

婚姻時の年齢によって額が
異なります

夫婦ともに 29歳以下	最大 60 万円
夫婦双方、または 一方が30～39歳 以下	最大 30 万円

対象世帯

- ・ 婚姻日が令和5年3月1日～令和6年3月31日
- ・ 婚姻時点の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ・ 令和5年度の夫婦の所得を合計した金額が500万円未満

詳しくは裏面のフローチャートへ！

対象費用

令和5年4月1日以降かつ原則婚姻日以降の支払いが対象です

○住居の購入費・建築費（建物代のみ）
・ 婚姻日以前に購入、建築した物件に関しては、婚姻日から、さかのぼって1年以内に購入、建築したものに限りです。

○引越し費用

- ・ 引越業者または運送業者に支払った費用が対象となります。（上限10万円）

○住居の賃借費

- ・ 賃料、共益費（それぞれ上限3か月分）
- ・ 敷金、礼金、仲介手数料

※上記以外の駐車場代や鍵の交換費用などは対象外となります

※勤務先から住居手当が支給されている場合は、支給額を差し引いた額が対象となります

※契約内容等により婚姻日以前の支払いが対象になる場合があります。詳しくは子育て支援課までお問合せください。

令和5年度
和歌山市

対象世帯 フローチャート

結婚新生活
支援事業

START

婚姻日は令和5年3月1日から
令和6年3月31日までの間ですか？

いいえ

はい

婚姻日における年齢が夫婦ともに
39歳以下ですか？

いいえ

はい

令和4年中（令和5年度所得証明書に
より確認）の夫婦の所得の合計金額が
500万円未満ですか？
※令和4年中に奨学金を返済している
場合は、その返済額を控除

いいえ

はい

以下全てに該当しますか？

- 夫婦ともに対象の住居に住民登録している
- 夫婦、同居人が国の他の制度による補助金を
受けていない
- 夫婦が過去に同様の結婚支援制度による補助金を
本市、他市町村で受けていない

いいえ

はい

対象となる可能性があります！
その他の条件もありますので、詳しくはホームページを
ご覧いただくか子育て支援課までお問合せください

対象となりません

申請
お問合せ

和歌山市役所 こども未来部 子育て支援課（市役所東庁舎2F）

☎ 073-435-1329

メール：kosodate@city.wakayama.lg.jp

